

大正期におけるデモクラシー訳語考

太田雅夫

一、概 要

- 一、吉野の民主主義とその他の民主主義
- 二、蘇峰の平民政義と平民社の平民政義
- 三、小野塙の衆民主義と大正初期の民衆主義
- 四、織田の民政主義と美濃部の民政主義
- 五、その他デモクラシーの訳語
- 六、むすび

二、概 要

デモクラシー（英 Democracy・仏 Démocratie・獨 Demokratie）の日本語の訳語は、これまで「民主主義」という訳語が最も一般化し通用している。しかし、明治以来の啓蒙思想の普及および自由民権運動を経て、デモクラシーという言葉は、やがて訳語において紹介され、また叙述されたのである。この点にかんしては、住谷锐治博士が「デモクラシイー訳字考」において、詳細に論じておられるので省略するが、大正期においてもデモクラシーという言葉には、や

おどかかな訳語が使用されている。

ところで、大正期のデモクラシーの訳語を考察するに先だち、歐米のデモクラシーについて検討してみよう。

デモクラシーは、ギリシア語のデモクラティア (*Démocratie*) に由来するが、これはギリシア語の *demos* (人民) と *kratia* (權力) とを結びつけたもので、「人民の權力」を意味する。それは權力が単独者にやくする君主政治、少数者にぞくする貴族政治とを区別する概念として用いられた。ギリシア時代のデモクラシーは政治の追求すべき原理ではなく、單なる支配形態の一つであつて、必ずしもすぐれたものとはみられていかつた。すなわち、プラトンやアリストテレスなどは、デモクラシーは多数の人民が自らの利益をめざしておこなう悪しき支配形態と考えていたのである。しかし、近代デモクラシーの思想は、ギリシアの都市国家までさかのぼらなくとも「ルネッサンス」や「宗教改革」などの精神のなかにその萌芽を見い出すことができる。とくに「神の前には總ての人は平等なり」とするキリスト教に近代デモクラシーの淵源があるとおえいわれる。

大正期のデモクラットである大山郁夫は、デモクラシーと宗教改革との関連をつきのよう論究している。

「ルーテルの宗教改革は、良心の自由、個人の解放、聖書の權威と其個人的解釈の自由とを唱ふる一種の自由主義であつて、單に信仰の自由に止まらずして、政治的並に社会的自由思想の本源となつた。即ち三〇年の統血を見たる宗教戦争は、宗教上の自由のための戦いであつたと共に、又政治上、社会上の自由のための争いであつたのである。之と同時に……新に契約説が起つた。……國家は人民の合意によりて成立する。君主も亦人民の合意によりて可能となる者とせば、彼は勢ひ人民の意のある所に従つて政治を執らねばならぬ。民本主義の曙光は此より發した。……斯く考へ来れば、四百年前の宗教改革は、吾人の国民生活に、看過すべからざる影響を及してるのである。⁽²⁾」

しかし、近代デモクラシー思想の成立は、やはり近代市民階級が絶対專制君主を打倒して近代國家を形成した一七世

紀中葉から一八世紀末にいたるイギリス・アメリカ・フランスなどの一連の市民革命期に求めるのが適当である。近代デモクラシーの思想はこの市民革命をささえた、帝王神權説にたいする基本的人権思想や三権分立論に代表される。ロック・モンテスキュー・ルソー・ジェフーソンなどがその代表的なイデオローグであった。こうしたなかで、デモクラシーという言葉は、単なる支配形態から、すぐれた政治原理を意味するものとして使われていった。

近代デモクラシーの意味・内容は、一七七六年のアメリカ合衆国の独立宣言、および一七八九年のフランス革命における人権宣言によって巧みに表現されている。アメリカの独立宣言には、「すべての人は平等につくられ、おのれの造物主により、一定の不可譲の権利を賦与され、これらの中には生命・自由および幸福追求のふくまれることを信ずる。また、これらの権利の確保のため、人類のあいだに政府が組織されたこと、そして政府はその正当な権力の根拠を被治者の同意に有することを信ずる。」と表現され、またフランスの人権宣言第一六条には、「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されていないすべての社会は、憲法をもつものではない。」と規定した。

かくして、デモクラシーはギリシアおよび中世においては貴族あるいは公民のデモクラシーであったが、近代においてはブルジョアが、「人格の尊重」「自由・平等・友愛」を主張して、貴族の抑圧からの解放を叫ぶ標語となり、一九世紀以後においては、プロレタリアがブルジョアの抑圧からの解放を主張する旗印となつたのである。しかも一九世紀後半頃から、デモクラシーはたんに政治上のデモクラシーだけではなく、経済上の、産業上の、教育上の、精神上のデモクラシーといった社会生活全般にわたるデモクラシーが提唱されるようになった。

このような近代デモクラシーの思想は、当然わが国の政治過程に影響を及ぼさずにはいない。明治天皇の「崩御」と大正天皇の「即位」という歴史的なエポックにおいて、わが国の国民は何らかの時代の推移を感じとっていたのである。明治が大正と改元されたはじめての新年に、大正デモクラシーの代表的なジャーナリストの一人であった丸山侃堂はつ

“そのようにのべてゐる。

「大正と明治との間に明かなる国民思想の一線を劃するは、合理的にあらずとするも、吾人は何故ともなく新時代のけはひを感じ、……殊に吾人は明治の末に勃興した民衆的傾向が、大正に入りて一層鮮かなる色彩を帶びて政治上に現はれしを看過する能はず、増師問題に対する国民的反抗の如き、決して事件的に騒がしからざるも、其の底に流れる思想は世界の思潮に通ず」⁽³⁾（傍点一引用者）

近代デモクラシーの思想は、当時の第一次憲政擁護運動の思想的背景になつていていたのである。大正期においては、その後、オートクラシーにたいするデモクラシーの戦いといわれた第一次世界大戦があり、さらにまた海外ではロシア革命がおき、国内では米験動の勃発、普選運動の高潮などの事件もあって、複雑な様相を呈した時代であった。すなわち、大正期においては、国外からは、「すべての階級のデモクラシー」というワイルソンの声がひびきわたるとともに、「無産階級の解放」というレーニンの叫び声がきこえてきたときである。

また国内においては、一方では官僚勢力の打破という憲政擁護運動と政党政治の勃興、他方では極端な危険思想といわれた社会主義・無政府主義の抬頭があつたときである。

このような時代にあって、西洋のデモクラシーが、大正デモクラシーの時代といわれたわが国によつてどのようにうけ入れられたのであらうか。デモクラシーの古典的な定義といわれるリンクアーンの「人民の、人民による、人民のための政治」(Government of the people, by the people, for the people)が、明治憲法によって規定された君主國体の天皇主権のもとにあつてどうのように理解されたであらうか。私は、これらの問題を検討する糸口として、まず、デモクラシーの訳語を考察することも無意義なことではないと考えるのである。かかる観点から、明治後半期からとくに、大正期において使用されたデモクラシーの訳語のうち、明治期においても使われ、またデモクラシーの訳語としてもいとも適確な

「民主主義」を一応除外して、その他の民本主義・平民政義・衆民主義・民衆主義・民政主義・主民主義・合衆主義・民重主義・民治主義・人本主義・民生主義などの訳語について、本稿では考察しようとするのである。

(1) 住谷悦治「デモクラシー訳字考」「研究室のうちそと」二八一六五ページ所収。

とくに明治期を中心として、一 坂本竜馬の「デモクラシ一論」「蘿論」二 「万機公論」と「輿論公議」三 神田孝平の「総代会議」および「入札」論 四 加藤弘之の「万民同権」・「万民同治」および「人権」五 自由民權 六 「天賦人権」と「通義權理」七 大久保利通の書簡一「民主政治」八 中根重一の「民主政」・「民主政体」・「民主政党」九 馬場辰猪の「民意政治」十 德富蘇峰と幸徳秋水の「平民政義」十一 人見一太郎の「平民政」十二 酒井雄三郎の「民主政治」と都筑馨六の「民政」十三 小野塚喜平次博士の「衆民主義」・「衆民政治」十四 吉野作造博士と「民本主義」十五 森鷗外博士のデモクラシー訳字評十六 新渡戸稻造博士の「平等論」・「公平主義」・「民衆政治」十七 佐々木惣一博士の「民意主義」と「共主主義」十八 田畠忍教授の「民和主義」などが研究されている。

- (2) 大山郁夫「国民生活の原動力」「六合雑誌」大正七年一月号。
(3) 丸山侃堂「民衆的傾向と政党」「太陽」大正二年一月一日号。

二、吉野の民本主義とその他の民本主義

「民本主義」という言葉は、大正デモクラシーを代表するものといわれていて。大正初年の第一次憲政擁護運動から普通選挙運動が分裂する時期にかけて、すなわち、大正前半期のデモクラシー思想と運動とは、民本主義を軸として進められ、デモクラシー論議も民本主義をめぐって行なわれた観するある。

「民本主義」なる訳語は、一九一六年（大正五年）一月、吉野作造が雑誌『中央公論』に発表した「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」という表題の長論文によつて、一躍ジャーナリズムの脚光を浴びた。したがつて、從来から吉野が「民本主義」なる用語を使用したのは、一九一六年一月の『中央公論』が最初であるというが定説とさ

れている。ところが、この説は誤りであることを先ず指摘しておかねばならない。吉野はその前年の一九一五年六月一五日の雑誌『国民講壇』⁽¹⁾の創刊号に、「歐米に於ける憲政の發達及現状」の論文を発表してそのなかで、「憲法は（イ）人民権利の保障（ロ）三権分立主義及び（ミ）民選議院制度の三種の手段によりて（メ）民本主義の要求に応ずるものでなければならぬ。」⁽²⁾と、「民本主義」という言葉を初めて使用した。「歐米に於ける憲政の發達及現状」の論文は、一九一五年七月一日の第一号、七月五日の第三号にも連載されているが、この論文に加筆補正したのが、一九一六年一月の『中央公論』に発表した「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」に他ならない。

『国民講壇』第一号の論文のなかで、「民本主義の字義並に民主主義との別」についてつぎのように述べる。

「民本主義」といふ文字は、実は日本語としては極めて新しい、極最近に用ゐられた辭である。従来は民主々義といふ名称を以て普通に唱へられて居つたものである。時としてはまた民衆主義とか平民政義とか呼ばれたこともあら。其中に就き、民本主義といふ方が一番適當であると思ふから、予は従來の称呼は一切すべて、此新しい呼び方に従ふことにした。何故他の呼び方が面白くないかといふに、「民主主義といへば、社会民主々義などといふ場合に於けるが如く、「國家の権力は人民に在り」といふ学説と混同され易い。又（ロ）平民政義といへば、平民と貴族とを対立せしめ、貴族を向ふに廻して『平民に味方する主義』と誤解せらるるの恐れがある。独り（ミ）民衆主義の文字だけは、以上の如き欠点がないけれども、民衆を重んずる意味の現れない嫌がある。吾人が見て以て近代憲政の根柢なりと為す所のものは、政治上一般民衆を重んじ、其間に貴賤上下の區別を立てず、而かも國体の君主國たると共和國たることを問はず、普く通用する所の主義なる故に、民本主義といふ名称が一番能く當つて居ると思ふのである。

民本主義といふ辞は、実は西洋語の翻訳である、此觀念の初めて起つたのが西洋であるので、吾々此觀念其者と共に、名称をも西洋から借りて来たのである。此觀念を現はすにデモクラシー (英 Democracy, 法 Démocratie, 独 Demo-

kratie) の文字を以てして居る。民本主義とは詰り「デモクラシー」の訳語なのである。⁽³⁾

じのよう、吉野の民本主義とはデモクラシーのことにはかならない。そして吉野は、デモクラシーなる言葉は、今日の政治法律等の学問上において、少くとも二つの異なる意味に用いられているとし、第一に、「国家の主権は法理上人民に在り」とするものを民主主義とし、第二に、「国家の主権の活動の基本的の目標は、政治上人民に在るべし」という意味をもつものを民本主義とする。第一の民主主義には二つの場合があり、(1)およそ国家なる団体にあつては、その主権の本来当然の持主は人民一般ならむべからずという形において唱えられるところの、団体の本質にかんする絶対理論としての民主主義と、(2)ある特定の国家の憲法解釈上、その国の主権は人民に在りと論断する形において唱えられるところの、憲法解釈上の判断としての民主主義とに分かれる。いずれも国家の主権の法律上の所在は何處に在りやといふ問題にかんしているので、君主國体であることが明白なわが国においては通用しないから、第二の民本主義をとるのである。そこでは、法律の理論上、主権の存在如何は問わず、ただその主権行使するに当たって、一般民衆の利益、幸福ならびにその意向に重きをおくるという政権運用上の主義方針とする。この定義は、おのずから二つの内容を含み、第一は政権運用の目的が一般民衆の利福にあること、第二が政権運用の方針の決定が一般民衆の意向によるということである。すなわち、第一は「人民のための政治」であり、第二は「人民による政治」であつて、これが民本主義の要求する二大綱領であるとするのである。

大学普及会の会員に配布された『国民講壇』(大正四年六月～七月)に掲載したこの吉野の民本主義論が加筆補正されて、『中央公論』(大正五年一月)に発表されるや、多くの人々から吉野の民本主義論にたいして批判がなされた。すなわち、小倉徂峰「吉野博士の憲政論を読む」(『洪水以後』大正五年一月一一日号・一月二一日号)、茅原華山「デモクラシーを使ひ分けたる吉野博士」(『洪水以後』大正五年一月一日号)、三井甲之「新年文壇思想界」(『日本及日本人』大正五年一月一五日号)、室伏高

信「代議政治を論じて吉野博士に質す」（『雄弁』大正五年三月号）、上杉慎吉「憲政の根本義」（『中央公論』大正五年三月号）、植原悦二郎「吉野博士の憲法論を評す」（『國家及國家学』大正五年三月号）および木村久一の『民本政治の心理』（『新理想主義』大正五年二月二十五日号）などである。

このような吉野の民本主義論に対する批評のなかで、とくにデモクラシーの訳語に関する批判のみをあげれば、つぎのようなものがある。

まず、室伏は、デモクラシーなる言葉の本来の意義は、帝国主義・軍国主義に対する言葉であって、政治上・社会上における平民的思想・運動・傾向等の総称であるとし、そのなかには社会主義やサンジカリズムや婦人参政権運動をも含むべしと主張し、単に吉野の説く政治上の特色をいいあらわすのにデモクラシーを使うことに反対する。⁽⁴⁾

つぎに、吉野がデモクラシーなる言葉は、西洋においては二つの観念をあらわすのに用いられるので、民主主義と民本主義に分けて訳語を立てるのに対し、室伏・植原は、主権の所在は君主にありとか人民にありとかいうのは誤りであって、民本主義などという言葉を立てるのは間違っている。今日の学問上の定説としては、国家の主権は国家という法人格または国民という全体の団体にある、人民とか君主とかいう一部分にいたるのでないと批判する。⁽⁵⁾

さらに、デモクラシーを民主主義と民本主義の二様に訳するのに對しては、植原は、原語が一の言葉である以上はこの両者の内容も当然同意義でなければならないと批判する。室伏・茅原は、西洋にはこんな風に使い分けた学者がないと云う。小倉は、デモクラシーという言葉であらわされる觀念は、西洋においては唯一つであって、いわゆる民本主義は民主思想の当然の結果にして、独立の觀念ではないと主張するのである。⁽⁶⁾

このようなデモクラシーの訳語にかんする批判にたいして、吉野は『中央公論』（大正五年四月）の「予の憲政論の批評を読む」のなかで反論する。すなわち、室伏のデモクラシーの本来の意義については、デモクラシーを貴族主義・官僚

主義に対する言葉というならまだしも、デモクラシーを帝国主義・軍国主義に対する語というのは、全然譲りであって、この二者はカテゴリーが違うという。つぎに室伏・植原のいう国家主権説については、国家主権説そのものを正当に解していいのみならず、この説の正否の問題と、また西洋におけるこの用例の存否の問題とを混同しているという。さらにデモクラシーを民主主義と民本主義の二様に使い分けした学者がないという室伏・茅原に対しては、使い分けた学者の有無は議論には直接の関係はない。ただ西洋人の思想にこういう二つの観念があるということこれを証明すれば沢山であるとする。小倉には、民本主義は民主思想を伴なわずして成立しうる観念である、民主思想と全然関係がない意味においてこの文字の使われている実例がある以上は、西洋語のデモクラシーなる言葉についている観念に二様ありとも、決して怪しみべきことではないと反論しているのである。⁽⁸⁾

かくして、デモクラシーの訳語としての「民本主義」は、大正デモクラシー期を通じて次第に浸透していくのである。しかししながら、「民本主義」という言葉は吉野が初めて作ったものではなかった。大正デモクラシー最盛期の一九一九年（天正八年）四月、吉野は黎明会の講演のなかでつぎのように述べている。

「一体民本主義といふ文字は二三人からは私が作った様に云はれて居るが、私が作ったのではありません。作り主は誰であるか能く分らないけれども、自ら俺が作った俺が弘めたといふ人は私の知る所では二人あります。一人は上杉（慎吉）博士で氏は俺が作って世間に弘めたと申して居ります。もう一人茅原華山氏で、もともと黒岩涙香氏が作ったのを自分が弘めたのだ。それを世間の人が喜んで使って居るのだといって居ります。茅原氏が黒岩氏か又上杉博士かどうかが作り主か知らないけれども、丁度私が欧羅巴から帰った時に、此言葉が日本で盛んに使はれて居りました。」⁽⁹⁾これとほぼ同趣旨の記述は、吉野の「民本主義鼓吹時代の回顧」⁽¹⁰⁾にも見られる。文献的に見た場合、民本主義を最初に唱えたのは、上杉慎吉ではなく、『万朝報』社主の黒岩涙香が造語し、『万朝報』記者の茅原華山によって使われたも

のと思われる。茅原は、この間の事情をつぎのように述べて「民本主義」を説明する。

「[民本主義]なる言葉は初め黒岩先生が铸造され、私は之を賛成して之を弘めたものである。民本主義の言葉が始めて現はれたのは『万朝報』であつて、先づ之を筆にしたのは黒岩先生か又は私である。……黒岩先生の説に依れば民主々義即ちデモクラシイといふ言葉を用ゆれば我國体と相容れざる虞がある、我々にして若し民主を主張すればそれを奈何せん、且つ我々は決して君主（君が主）に反対するものではない、我々は官僚政治に反対するのである。國家の政治は官を本とせずして民を本とせねばならぬことは論ずるまでもない、……昔し仁徳天皇が國の本は民に在りと宣はせられた、故に西洋が民主主義ならば、我々は日本に於て民本主義を唱へて以て官僚を中心とする政治と戰はねばならぬといふので、始めて民本主義を用ゆるに至つたのである。故に民本主義は西洋のデモクラシイの翻案であるとは言へぬことはないが、決して西洋語の翻訳ではない、従つて此觀念の始めて起つたのも西洋ではないのみならず、實に源を我仁徳天皇に發したのである。⁽¹⁾

このように茅原は、西洋には民主という思想はあるが民本という思想はない、わが国には民本という思想はあるが民主という思想はないとして、民本主義はデモクラシーの訳語ではないと主張する。⁽²⁾ ところで、茅原はいつ頃から民本主義なる言葉を用いたのであるか。一九一二年（明治四五年）五月二十七日の『万朝報』言論欄に、華山の署名で「民本主義の解釈」として主張したのをはじめ、言論欄にたびたび民本主義なる言葉を用いている。

「民本主義の解釈」ではつぎのように述べる。

「民本主義は理、軍隊を客とす、人民の為の軍隊にして、軍隊の人民にあらず、既に人民を主とすれば、人民の機關たる国会の勢力の進展を擋遮せずして助長せんと欲す、国会の権力を助長せんと欲すれば論理の必至として貴族主義、官僚主義、軍人政治に反対せざるべからず、財政問題に於ては關稅は國庫收入を目的とする外、努めて自由貿易

の政策に出づるは民本主義の帰着なり、何となれば民本主義は独り少數資本家の利害を考へず、常に一般消費者の休憩を念へばなり……王道は古より民を以て本と為すにあらずや。⁽¹³⁾

茅原の民本主義とは、貴族主義・官僚主義・軍本主義に反対する「人民を主とする」政治思想の意味に用いられてゐる。茅原はその後も、雑誌『第三帝国』の主盟として民本主義を提唱した。すなわち『第三帝国』とは、政治的意味における民本主義で、デモクラシーが政治の上にあらわれた帝国をいうのであり、このような帝国が速やかに建設されねばならないという意味で、一九一三年（大正二年）十月十日『第三帝国』を発刊していったのである。そして一九一六年

（大正五年）一月からは『洪水以後』を発行し、民本主義の主張を続けていた。

ところで、「民本主義」の作り主を自任していいる上杉慎吉は、一九一三年（大正二年）五月『東亜之光』に「民本主義ト民主主義」なる論文を発表して、初めて「民本主義」という言葉を使ったのである。茅原よりも遅く、またこの論文は、同年の二年『東亜之光』に井上哲次郎が「国民思想ノ矛盾」を論じ「民本主義」なる言葉を使用したのにたいして、それを受けて書いたもので、二人の国家主義者のなかでも、井上の方が上杉より早く「民本主義」なる言葉を用いていることがわかる。

井上哲次郎が、「国民思想ノ矛盾」でのべている民本主義とはどのようなものであるうか。すなわち、君主と民主とは正反対の言葉であつて、両者は全く矛盾するものである。この民主主義は、個人の人格尊重的觀念によつて、君主も人なり、人民も人なりといふ基礎の上に、「人民ヲ以テ本トシテ君主ハ人民ヲ率ユル為メニアルモノデアル」とする。多くの近世諸国が共和政体に変化したのは、こういう民主主義の主張によつている。他方、日本では歴史的に發展してきた深大なる忠君の念がある。この二つの矛盾した思想が、国民の頭脳のなかにわだかまつて多数の人を迷わしていいる。この二つの思想を調和させるものはないのであらうか。日本の歴代の詔勅には、昔から「天下ハ天下ノ天下ナリ」

という精神があつて民を尊ぶ思想がある。例えば、仁徳天皇は「其天之立君。是為百姓。然則君以百姓為本。」といわれたし、雄略天皇は「所^ニ以小心励^ル己」。日慎^ニ一日。蓋為百姓故也。といわれ、明治天皇は「天下万姓ノ為ニ於テハ万里ノ波濤ヲ凌ギ身ヲ以テ艱苦ニ当リ云々」といわれた。臣民なくして天皇も天皇たることは出来ないのであって、臣民は国家の基礎である。しかし国を統治し、臣民を支配されるのは上御一人であるから、天皇をこの上なく尊重することになつてゐるのだといい、さらにつぎのように述べる。

「民主ト云フコトハ日本ノ從來ノ歴史上カラ見テ決シテ如字的ニ了解シテ云フベキデハナイノミナラズ憲法ニヨツテモ亦然リデアルケレドモ、古来『民ハ惟レ邦ノ本ナリ、本固ケレバ邦寧シ』ト云フヤウニ民本ト云フ意味ニ解釈スルノハ差支ナイ。サウシテ昔ヨリ一層臣民ノ福利ヲ重ンズベキデアル。是レハ時勢ノ変化ノ為メデアル。……臣民ノ福利ノ増進如何ニ在ルコトハ是レハ疑ナイコトデアリマスカラ、其点カラ言ヘバ民本主義ト言フテモ宣イノデアリマス。」⁽¹⁴⁾

井上は、臣民の福利の増進をはかる政治、すなわち人民のためにする政治を「民本主義」とよんでもよいといい、君主主義と民主主義との矛盾を、日本古来の民本主義で調和してゆくべきだというのである。

この井上の民本主義論にたいして、上杉慎吉は、「民本主義ト民主主義」（『東亜之光』大正二年五月）を書き、井上が民本主義というのは、要するに「君以百姓為本」の意であつて、君主が統治するのは、帰する所人民の幸福を増進するにあらねばならぬという帝王治国の根本義を指しているのであり、民本主義をもつて「君は民を以て本となす」「人民の為めによる政治」の意義に解するには同調するが、つぎの点で考え方の違いがあり、井上を批判する。

「井上先生ガ君主ト民主トハ調和シ得ザルニ非ズ民本主義之ナリト云ハレタノハ達觀ノ程敬服スレドモ聊カ徹底セヌカト思フ君主ト民主トハ相排斥スルコトデ調和スベキモノデハナイ、君主國ナラバ絶對的ニ非民主國デアル其ノ民本

主義タル全然別個ノ関係デアツテ毫モ君主國ヲ『モディファイ』シテ民主ニ近カラシムルモノデハナイ。⁽¹⁵⁾

すなわち、上杉は民主主義と民本主義との用語の意義を区別して、民主主義は字の示すように、人民主権論を意味し、民本主義は君主が統治するのは人民の幸福を増進せんがためにすること、すなわち人民のために政治をすることであつて、君主主義と民主主義とはこの民本主義によつて調和せられるものではないと主張する。

上杉は、「デモクラシート言フ語ハ民主ノ意ニモ用ヒラル、西洋デハ……彼等ガ自分ノ國ハ君主國ナレドモデモクラシーナリト云フ場合ハ民本ト解セラル」⁽¹⁶⁾と、デモクラシーの訳語として、民主主義と民本主義があるとするのは、吉野と説くところと全く同じであることは注目すべきことである。したがつて、一九一六年（大正五年）一月の吉野の『中央公論』の論文にたいする批判のなかで、デモクラシーの訳語については、上杉のみが批判をしなかつたのは当然であるといえる。しかし、吉野の民本主義は、井上や上杉らの民本主義の用例に示唆をうけたとしても、その觀念においては全く異質のものであることは、注意しなければならない。⁽¹⁷⁾

なお大正初期において、「民本主義」なる言葉を使用していた者には、永井柳太郎・西川光次郎・小山東助・大山郁夫などがあげられる。永井柳太郎は、一九一四年（大正三年）四月一六日『第三帝国』に「英雄時代より民本時代へ」と題して、「是れ明らかに民本主義の時代が來たことを告げるものである……今や民本主義の空氣は總ての方面に行きわたりつつある」⁽¹⁸⁾（傍点一引用者）とのべている。社会主義者の西川光次郎は、一九一四年十一月一五日『第三帝国』に「帝国主義者に与へ普通選挙を論ず」として、そのなかで「今後は如何なる主義も、主張も、民本主義の上に人民の理解の上に立たねばならぬのである」⁽¹⁹⁾（傍点一引用者）とのべている。また、吉野の友人小山東助は吉野より早く民本主義を用い、一九一五年二月の衆議院選挙に立候補するにさいして、その「立候補宣言」のなかで、「予は官僚主義、保守主義、武斷主義に反対して、民本主義、自由主義、平和主義的發展を鼓吹せんと欲す」⁽²⁰⁾（傍点一引用者）と、民本主義政

治家の本領を立候補のときから示している。さらに大山郁夫は、一九一五年（大正四年）十月『新日本』に論文「憲政治下の政党と国民」を発表し、「外に行ふべき帝国主義と内に施すべき民本主義との調和を求め」（傍点・引用者⁽²¹⁾）とのべて、民本主義なる言葉を使用している。しかしながら、いずれにしても、デモクラシーの訳語としての「民本主義」が、大正デモクラシー時代を風びしたのは、吉野の『中央公論』の論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」からであることには変りがない。

- (1) 「国民講壇」は、吉野作造・一戸直蔵・中沢臨川・佐々木惣一の四人が、大学の社会化、大学の街頭進出という考え方から「大学普及会」をつくって、一九一五年（大正四年）六月十五日に創刊した雑誌である。大学普及会は会員組織になつており、国民講義録の発刊、学術講演会の企画、百科顧問部の開設などを運動の目的としていた。この雑誌は半月刊で発行されていたが、財政的困難のため、第六号（大正四年九月一日号）で終刊になつた。
- (2) 吉野作造「歐米に於ける憲政の發達及現状」『国民講壇』第一号（大正四年六月一日号）。
- (3) 吉野作造「前掲論文」『国民講壇』第二号（大正四年六月十五日号）。
- (4) 室伏高信「代議政治を論じて吉野博士に質す」『雄弁』大正五年三月号。
- (5) 室伏高信「前掲論文」、植原悦二郎「吉野博士の憲法論を評す」『國家及び国家学』大正五年三月号。
- (6) 室伏高信「前掲論文」、茅原華山「デモクラシーを使ひ分けたる吉野博士」『洪水以後』大正五年二月一日号。
- (7) 小倉徂峰「吉野博士の憲政論を読む」『洪水以後』大正五年一月一日号・一月二一日号。
- (8) 吉野作造「予の憲政論の批評を読む」『中央公論』大正五年四月号。
- (9) 吉野作造「支那問題に就いて」『黎明講演集』第四輯五〇ページ。
- (10) 吉野は「民本主義鼓吹時代の回顧」「社会科学」昭和三年二月、（日本社会主義運動史号）のなかで、つぎのようにのべている。
「民本主義といふ言葉は私の作ったものではないことである。……私がこの文字を使ったのは、當時既に之が多くの人から使はれて居つたからなのだ。最も多くの文字を使つたのは、茅原華山君であつたと記憶する。歐州留学から帰りたての私は突如斯うした用例に接し、成る程便利だと思つて一寸躊躇して見たまでの話、実は余り適切な表現とは信じてゐなかつた。……民本主義なる文字の創唱に関しては曾て茅原華山君が自分で俺が作ったのだと名乗られたことを記憶して居るが、同じ様なこと

を上杉慎吉君の書かれたものの中に見たことがある。」

(11)

茅原華山「前掲論文」。

(12) 茅原は民本主義はデモクラシーの訳語ではないと主張するが、彼自身「民本主義」にデモクラシーと英語の仮名を振ったこともあるとのべている。大正三年頃から彼の思想的変容がみられるのであり、この点に留意しなければならない。茅原は「代議政治無用」「第三帝国」大正四年六月五日号のなかでつぎのようにいう。

「然るに西洋に酔つてゐた我々はデモクラシイといふ字が使ひたくて叶はなかつたから、私はそれを『民本主義』と訳して態々それにデモクラシイと英語の仮名を振つたものだ……故に日本に於けるデモクラシイはそれが民本主義と訳されて、官僚政治に反抗する旗幟と為つた、君主に対する民本ではなくして、官本に対する民本に為つた勿論デモクラシイといへば其中には官僚政治に反対する意味がないでもないが、日本に於ける民本主義なるものとデモクラシーとは其実質と実量に於て大なる差異のあることを承認せねばならぬ。」

(13)

茅原華山「民本主義の解釈」「万朝報」明治四五年五月二七日号。その他、華山が「万朝報」の言論欄で民本主義を論じたものに、明治四五年六月八日号「[一中]を択べ」のなかで、「國の本は民に在り、民の本は我に在り」と論じ、また明治四五年六月

一六日号「公人か私人か」で、「民本主義は人民先で自ら主人たるに始まる」などがある。

(14)

井上哲次郎「国民思想ノ矛盾」「東亜之光」大正二年二月号。

(15)

上杉慎吉「民本主義ト民主主義」「東亜之光」大正二年五月号。

(16)

松本三之介「[民本主義]の構造と機能」「近化日本の政治と人間」一三五ページ所収。

(17)

永井柳太郎「英雄時代より民本時代へ」「第三帝国」大正三年四月十六日号。

(18)

西川光次郎「帝國主義者に与へ普通選挙を論ず」「第三帝国」大正三年十一月十五日号。

(19)

小山東助「大正四年二月立候補宣言」「鼎浦全集」第一巻五六六ページ所収。

(20)

大山郁夫「憲政治下の政党と国民」「新日本」大正四年十月号。なお拙稿「大山郁夫の民本主義論」「同志社法学」一〇〇号参考。

三、蘇峰の平民政義と平民社の平民政義

吉野作造によって、平民と貴族とも対立せしめ、貴族を相手に「平民に味方する主義」と誤解される恐れがあるとして、デモクラシーの訳語から排除された「平民政義」は、一八八六年（明治十九年）頃から使用されていた。デモクラシーを平民政義と造語したのは、徳富蘇峰であるが、彼が刊行した『将来之日本』（明治十九年）はその教典であった。

蘇峰は『将来之日本』のなかの「第八回・九回・十回平民政義ノ運動一、二、三、（第二社会自然ノ大勢ヨリ論ス）」において、平民政義なる言葉を使って「平民政義ハ今日政治世界ノ一大勢力」になつてゐると説き「今日ノ社会ヲ維持スルニハ平民政義ナラサル可ラス。今日ノ平民政義ハ社会ノ元氣タラサル可ラス。」という。言論の自由も思想の自由も、政治の自由も信仰の自由も、すべて「皆富ノ進歩シタルガ故」であるとして、生産主義の商業の進歩と平民政義との発展を雁行さしている。そしてアメリカの独立革命、フランスの大革命、イギリスの憲法革命、穀物法撤廃運動は、いずれも貴族社会にたいする平民社会の勝利であり、「彼等ガ既ニ生産上ニ於テ得タル所ノ者ヲバ政治上ニ拡ゲル運動」であったという。こうして「今ヤ平民政義の運動ハ火ノ如ク、電ノ如ク地球ノ表面ヲ快奔雄走シ而シテ彼ノ生産的境遇ノ必要ハ人民ヲ駆り、社会ヲ駆り、如何ナル人類ヲモ如何ナル国体ヲモ悉ク之ヲ平民的ノ世界ニ済サントス。是レ即チ第十九世紀ノ大勢ナリ！」⁽¹⁾と断じ、この勢に従うものは榮え、逆行するものは亡ぶとして、平民政義を高唱するのである。平民政義を唱えた蘇峰は、政治的自由と経済的平等とキリスト教的道德の三要素を含んだところのデモクラシーを考えていた。これにかんして石川旭山はつぎのように述べている。

「彼は單に政治上に於ける平民政義を以つて満足する者に非ざりき。彼は政治的民主々義と共に経済的民主々義を宣伝せり。民友社々主徳富蘇峰が当時の頭脳を解剖せば、蓋し三個の領域を以て成りしならん。一は政治的自由なり、二は経済的平等なり、而して三は基督教的道德なり。彼が基督教的道德は其政治的自由の觀念と抱合して、平民政義を成せり。然れども、顧みて社会の実際を察し、歐米諸国の形勢を観たるのとき、彼は到底其政治的平民政義に満足

するこゝ能はざりき。……茲に於ては、遂に経済上の平民政義を説くに至れり。⁽²⁾

この石川の記述によつても、蘇峰の平民政義は、政治・経済・道徳の領域におけるデモクラシー思想に当たる訳語であることがわかる。

蘇峰は、日清戦争を契機として帝國主義者へと転向していくが、大正期においても皇室中心主義のもとに「平民政義」なる言葉を使用する。一九一三年（大正二年）九月より十一月にかけて『国民新聞』に掲載した論説六十篇をまとめた『時務一家言』のなかで、しばしば「平民政義」の言葉が用いられている。そのうちの「五 平民政義の旺盛」につきのようにならべる。

「精神界の動搖と与に、看過す可らざるは、日一日と平民政義の旺盛に赴きつゝある事はれ也。……平民政義は世界一般の大勢なりと説かざる可し。平民政義には、帝王神權説を自から代表せらる、独逸皇帝さまへも、之を防止するを敢てせざるのみならず。却て此の傾向を利用して、此の趨勢に鞭撻して、国民の君主たると同時に、国民の父母たる天職を全うせんことを努め。一方に於ては帝室の尊嚴を把持するに苦心すると同時に、他方に於ては、最も人民に接近し、最も人民と利害休戚を同うし、最も人民の心を以て心とする、眞個の平民的なる君主たることを期しつつあるを語らざる可し。」⁽³⁾

なお蘇峰は、『大正政局史論』（大正五年三月）のなかでも「五六 平民政義の勝利」と題して、平民政義なる言葉を用いる。蘇峰の平民政義は、当初提唱した明治二十年代に比べれば、非常に後退したものであった。蘇峰自身『大正の青年と帝国の前途』（大正五年十一月）の「緒言」のなかで「内に平民政義を行ひ、外に帝國主義を行ひ、而して皇室中心主義を以て、両者を一貫統制する」のが自分の思想であるとし、日清戦争を境として「個人的平等主義より国家的平民主義となり、自由平和の理想家より、力の福音の信者となり、遂ひに帝國主義者として、東洋自治論の唱道者となりた

(5) 「」と叙述しているのである。しかし、大正期においても蘇峰は、デモクラシーの訳語としては、「平民政義」を使っていたのである。

蘇峰の初期の平民政義は、明治三十年・四十年代は社会主義者によつて受け継がれた觀がある。すなわち、一九〇三年（明治三十六年）十一月日露戦争非議論のため『万朝報』を退いた幸徳秋水、堺利彦などによつて「平民社」が結成され、十一月十五日には『週間平民新聞』第一号が発行されたが、そのなかに発表された「宣言」⁽⁶⁾をみれば、つきのように述べられている。

一、自由・平等・博愛は人生世に在る所以の三大要義也。

一、吾人は人類の自由を完からしめんが為に平民政義を奉持す、故に門閥の高下、財産の多寡、男女の差別より生ずる階級を打破し、一切の圧制束縛を除去せんことを欲す。

一、吾人は人類をして平等の福利を享けしめんがために社会主義を主張す、故に社会をして生産、分配、交通の機關を共有せしめ、其の經營處理一に社会全体の為にせんことを要す。

一、吾人は人類をして博愛の道を尽さしめんが為に平和主義を唱道す、故に人類の区別、政体の異同を問はず、世界を挙げて軍備を撤去し、戦争を禁絶せんことを期す。

一、吾人は既に多数人類の完全なる自由、平等、博愛を以て理想とす、故に之を実現するの手段も亦た国法の許す範圍に於て多数人類の輿論を喚起し、多数人類の一致協同を得るに在らざる可らず、夫の暴力に訴えて快を一時に取るが如きは、吾人絶対に之を非認す。

この宣言は、幸徳秋水の筆になるものであるが、堺利彦はこの宣言について、「自由、平等、博愛」の「三大要義」を劈頭にかかげたところに、自由民権運動の思想的な系譜がみられるることは誰でも認めるであろうし、まだ、とくに

「國法の許す範囲」といふ、「絶対に暴力を非認す」と力説したところに、ドイツ流の議会政策的社會民主主義の傾向もあらわれており、おもに人道主義的キリスト教的社會主義の影響もあらわれていると説いている。⁽⁷⁾ 幸徳秋水は、『週刊平民新聞』に掲載した論文隨筆等六十篇を集めて、一九〇七年（明治四十年）『平民政義』なる著書を刊行したが、彼がアナーキストの立場を明らかにしていなかつた頃のデモクラシー的思想を、平民政義の名称のもとにまとめたものである。

この「平民政義」という言葉は、大正期になつてからも、社會主義者によつて使われ、大杉栄・荒畠寒村などによつて、一九一四年（大正三年）九月、『月刊平民新聞』が発行され、また『平民講演会』と名のつて、「サンジカリズム研究会」が一九一六年（大正五年）頃まで続けられていたのである。

大正初期における蘇峰の「平民政義」は色があせて、むしろ平民政義は社會主義者によつて社會主義運動の標語となつて、吉野作造は、平民政義をデモクラシーから追放しなければならなかつたのである。しかしながら、吉野の民本主義の提唱によつて、かえつて社會主義者は、平民政義をやめて、民主主義、社會主義を呼称するようになつたともいえるであろう。

- (1) 德富猪一郎『将来之日本』一〇五～一三五ページ。
- (2) 石川旭山編「日本社會主義史」「明治文化全集第二十一巻社會篇」三四八ページ所収。
なお、蘇峰を中心とする民友社系の人々は、デモクラシーを平民政義と訳していた。たとえば、人見一太郎はジョン・ムース・ブライダの『The American Commonwealth』を翻訳して、『平民政義』の表題で民友社から発刊している。また酒井雄三郎はその著『排他學論』のなかに、蘇峰の平民政義を引用し、『平民政義』に本きて國の政治を行うの謂として『デモクラシー』即ち是れなり」としてゐる（住谷悦治編『酒井雄三郎・デモクラシー論』近代日本文化叢書八〇ページ参照。）
- (3) 德富猪一郎『時務一家言』二五～二六ページ。
- (4) 德富猪一郎『大正政局史論』一二七ページ。

- (5) 德富猪一郎『大正の青年と帝国の前途』四~五ページ。
(6) 『週刊平民新聞』第一号 明治三六年十一月十五日。
(7) 堀利彦「黎明期総説」『社会科学』昭和三年二月、日本社会主義運動史号。

四、小野塚の衆民主義と大正初期の民衆主義

デモクラシーにたいして「衆民主義」の訳語をあてたのは、吉野作造の恩師小野塚喜平次である。小野塚は政治学の国家学からの独立を主張した政治学者であり、『政治学大綱』（上下二巻 明治三十六年）を著わし、当時の日本の政治学界を支配していた形式的法規方法を排し「事業的政策的研究」を重視して、科学的実証的な政治学の樹立を強調していた。そして法律論と政治論を区別して、下巻に「政策原論」を叙述しているのであるが、そのなかにデモクラシー政策を「衆民政策」、デモクラシー政策を「衆民政策」、デモクラシー的傾向を「衆民的傾向」と訳字を使っている。

小野塚は、つぎのように述べる。

「衆民的トハ政策ノ結果ノ帰着点ガ衆民ニアルノミナラズ政策ノ決定ニ関シテ衆民ノ勢力ヲ認ムルヲ云フ。単ニ民ヲシテ依ラシムニアラズシテ又民ヲシテ又民ヲシテ知ラシムルナリ。単ニ知ラシムルニ止ズシテ且ソ民ヲシテ政治ニ参与セシムルナリ。……近世国家ハ其国体ヲ君主國タルト共和国タルトヲ問ハズ共ニ著シク衆民的傾向ヲ有シ階級ノ特権ヲ認メズ法ノ前ニ万人ノ平等ヲ原則トシ能力上ノ差異ヲ理由トスルノ外、均一ナル參政権ヲ衆民ニ与フ。⁽¹⁾

ここにおいて、デモクラシーなる政治原理は、君主制においても、共和制においても可能なものと論じてゐる。小野塚がなぜデモクラシーを、「民主」なる訳語をかけて、「衆民」なる言葉を用いたかは、一九〇八年（明治四十一年）の『歐州現代立憲政治一斑』によつてうかがわれる。

「Sozialdemokratische Partei」へ社会民主党又ハ單ニ社会党ト訳セラルルガ如シト雖モ、單ニ社党ト訳フハ廣義ノ社会党中央ニ包含セラルル他ノ諸派トノ区別ヲ欠キ、又社会民主党ト訳フハ党議トシテ君主國体ニ反対スルモノト見做スノ誤解ヲ招キ易シ。元来 demokratische, democratic, democratique の語ハ「一様」ノ意義ニ用キラル、一ハ君主ト相容レザル意味ニ於テシ、他ハ單ニ一般民衆ノ勢力ヲ認ムルノ意味ニ於テス。而シテ Sozialdemokratische Partei の場合ニ於テハ、党員中、君主國体其ノモノニ反対スル輩之ナキヲ保セズト雖モ、敢テ党議トシテ之ヲ主張スルニアラザルハ勿論、又該党ノ本質及ビ党勢膨張ノ原因ヲ君主ニ絶対的ニ反対スル共和国體思想ニアリト信ズルハ誤レリ。故ニ予ハ、社会衆民党ト訳フヲ以テ、意義ニ於テモ語ノ直訳ニ於テモ寧ロ優レリト為ス。⁽²⁾

小野塚はこゝにやうべ、デモクラシーの訳語を民主主義という言葉をもつてあつたことの正しくない」と、民主主義は直ちに君主主義と相容れぬものであるといつ印象を与へ、余りにも一面的であるといふことを説いてゐるのである。

これは後年、吉野がデモクラシーの訳語として使われてゐる民主主義が、社会民主主義などといふ場合の「国家の権力は人民に在り」という学説と混同され易いとして排除したのと同じことをいつてゐるのである。

小野塚の訳語たる「衆民」という語は、語感としては余りよくはないが、「衆民」と訳するにいたつた意図は、当時の明治憲法下においては、まことに適格なものであつたといわねばならない。小野塚の「衆民」という言葉は余り浸透せず、大正期になると語感のよい「民衆」という言葉についてかえられた。しかし小野塚の意図と方法は、大正期になつて吉野に引継がれ発展させられたのである。

明治が大正と改元されると、世のなれば、「何故こもなく新時代のけはい」を感じるようになつたが、その実体こそ「民衆的傾向」にほかならなかつたのである。一九一三年（大正二年）一月一日号の『日本及日本人』には丸山侃堂が「民衆的傾向と政党」という論説を掲げてゐるように、「民衆」という言葉が活潑な民衆的運動の勃興とともに一般化して

きたのである。丸山はその論説のなかでつきのようにいふ。

「民衆的傾向に適応する政治は政党内閣の樹立を必然の条件とし官僚的勢力を打破するを必至の勢とす、そもそも民衆的政治は極端な危険思想に対する国家的安全弁なり而して保守と急進との時代的経過を無事ならしむる橋渡しなり、民衆的理想の漸進的実現は憲政が識者は是認を得る所以なればなり、官僚の民政的妥協の如きは到底民衆的要求に副ふものにあらずして却て其の火に薪を添ふる虞れあり。⁽³⁾」（傍点一引用者）

ここでいう「民衆的政治」とは、デモクラシーの政治を指すものであることはいうまでもないであろう。

ところで「民衆主義」あるいは「民衆政治」という訳語は、吉野によって「民衆を重んずる意味の現はれない嫌いがある」として排除されたが、一九一四年（大正三年）には吉野自身も民衆主義という訳語を使用していたのである。すなわち、一九一四年（大正三年）四月『中央公論』が、山本内閣倒閣運動を背景とした「民衆の勢力によって時局問題を解決せんとする風潮を論ず」を特集したのにたいする回答として、吉野は「民衆的示威運動を論ず」と題する論文を、浮田和民・林毅陸・永井柳太郎とともに掲載した。このなかで、吉野は「民衆政治」にデモクラシーのルビをつけて、つぎのようにいふ。

「物には固より利害の両面があるのであって、^{デモクラシー}民衆政治にも固より弊害はある。然し弊害を擧ぐるならば寡人政治だつて矢張り弊害がある。……民衆政治は明けっ放しの政治であるから、少しの曲事も忽ち眼に着く、故に世人は動もすれば民衆政治の弊害を挙げて、寡人政治の弊害を忘るる傾がある。」

また同じ論文に「民衆主義」という言葉も使用する。

「英國に於て政治をする所のものは社会上、道徳上、知識上の皆貴族階級の人である。彼等は其品格と智識とを以て國民を指導し、而して又國民の感情を全然無視せずして其要求の那辺にあるかと云ふ事を見て政治をして居る。であ

るからして何処までも基礎を民衆主義に置いて居る。……仏蘭西は小党分立の為めに住々民衆主義と貴族主義との調和が旨くとれない事がある。……で程度の差はあるけれども、兎も角も大体に於て民衆主義を基礎として政治が立派に行はれて居る」⁽⁵⁾（傍点—引用者）

なお、この論文は、「法律論」からの「政治論」の解放・独立という思考方法で小野塚を繼承している。

吉野がデモクラシーを「民衆政治」と訛語をあてたこの論文と同時に『中央公論』に掲載された林毅陸の「民衆運動を樂觀す」という論文にも「民衆政治」について論じている。

「立憲政治は民衆政治である。民衆政治の中心力は、勿論民衆にあらねばならぬ。元老政治が元老を以て中心とする如く、藩閥政治が藩閥を以て中心とする如く、民衆政治は民衆を以て中心とする。……要するに我輩は民衆的勢力の崛起を、憲政の進歩のために喜ぶものである。……以て『人民に依つて行はるる人民の為の政治』を、完全に実現し得んことを切に希望する」⁽⁶⁾。

林もこの論述のとおり、「民衆政治」をデモクラシーの政治の意味を使っていいるのであり、当時はデモクラシー＝民衆主義が流行していたのである。このことは、吉野の友人である小山東助が、「時勢の変を語る者は、殆ど皆異口同音に民衆主義の勝利を叫ぶ。確に勝利である。デモクラシーの勝利である。併しデモクラシーを訳するに『民主主義』なる最も明徹な卒直な術語を用ひ得ざる程では、現代のデモクラチック精神も、前途遼遠では無いか」⁽⁷⁾と、一九一四年（大正三年）四月十三日、大隈重信に組閣の大命が降下したとき「時勢の変を眺めつゝ」という論説のなかで、のべているのは、当時の民衆主義の状況を描きえて妙なるものがあるといえよう。

- (1) 小野塚喜平次『政治学大綱』下巻一三七～一三九ページ。
- (2) 小野塚喜平次『歐州現代立憲政治一斑』九九ページ。

- (3) 丸山侃堂「民衆的傾向と政党」『日本及日本人』大正二年一月一日号。
- (4) (5) 吉野作造「民衆の示威運動を論ず」『中央公論』大正三年四月号。
なお、吉野は古川学人の署名で書いた「大正政界の新傾向」『中央公論』大正四年七月号のなかにも民衆政治を使用してつぎのようにいう。
- 「一体民衆政治といふ事は、一国の政治は須らく人民の、ために為さるべしといふ主義と、一国の政治は須らく人民に依つて為さるべしといふ主義と、此二つの内容を有して居る……。」
- (6) 林毅陸「民衆運動を樂觀す」『中央公論』大正三年四月号。
- (7) 小山東助「時勢の変を眺めつづ」『鼎浦全集』第一巻四三五ページ。

五、織田の民政主義と美濃部の民政主義

デモクラシーの訳語としての「民政主義」は、美濃部達吉によつて主唱されたといわれているが、美濃部が唱える以前に、明治期においては、都筑馨六が『民政論』（明治二十五年）のなかで、デモクラシーを「民政」と呼んでいたし、また大正初期においても、織田萬・山路愛山によつて使用されたのである。

上杉慎吉・美濃部達吉によつて憲法論争が展開されていけるとき、織田萬もこの論争に参加し美濃部に加担するが、一九一三年（大正二年）八月、雑誌『太陽』に「国体と民政」という論文を発表し、そのなかで民政主義についてつぎのようについて。

「畢竟デモクラシーはモナルシーの対象に非ずして、其制体に過ぎぬのであるから、デモクラシーを民主制と翻訳するは現代の事実の真想を誤つて居る、余は民政なる訳語を充てて其誤解を防がうと思ふのである。若しデモクラシーをアリストートが言つた意味に取れば、勿論我國体と相容れぬこと明であるが、若し現代の意味を以てすれば我邦の政治も亦デモクラシーであり、又あらねばならぬ。……殊に現代の政治理想としては統治権が國家に属すると説明

しても、君主に属すると説明しても、実際の政治はデモクラシーたるべしと云ふのが一般の通義である。……余が所謂民政主義が現代の政治思想を支配して居ることは、歐米政治の実際を観れば極めて明である。蓋し立憲政治は取りも直さず民政である。君主若しは有司の専断に依つて行つて来た政治に代へて、民意を本とした政治を行ふのが立憲政治である。⁽²⁾

織田は、憲法上の議論としては、国家が統治権の主体であるうが、天皇が統治権の主体であるうが、それは学者の選ぶところに一任すればよいのであって、いすれの説を探つても我国は君主國であることは変りがないとのべる。そして、ただ政治上の実際においては、どこまでも現代思想を支配しているデモクラシー＝民政主義によらなければならぬし、また発達させねばならないと、政治上のデモクラシーを主張する。そして、民政主義は広く考えれば、必らずしも現代の産物ではなく、東西古今を通じての政治上の理想であると説いて、支那の經書から「立君為民也」とか「天視自民視、天聴自民聽」の言葉を引用し、これも民政主義もあらわすものであるという。さらに、明治天皇も民政の發達に聖意を留められ、五カ条の御誓文の第一に「広ク會議ヲ起シ万機公論ニ決スヘシ」と宣せられたのも、明治維新の政治が民政主義によるものを明らかにしたものであるとする。このように織田は主權の問題を離れて、政治上のデモクラシーを民政主義と訳している。

山路愛山も織田萬と同じ考え方から、一九一一年（大正二年）四月『独立評論』に「カーライル論」⁽³⁾、さらに一九一六年（大正五年）十二月七日『信濃日日新聞』に「國家創造の努力」⁽⁴⁾を書き、そのなかにデモクラシーを民政主義という言葉であらわしている。

憲法学者美濃部達吉は、政治学者吉野作造とともに大正デモクラシーの運動に理論をあたえたイデオローグの一人に数えられている。たしかに美濃部は、上杉との憲法論争によって、從来公認の支配的学説と考えられていた穂積＝上杉

学説を撃ち崩して、近代的な立憲主義の実現をかちとり、美濃部の憲法論は第一次憲政擁護運動の理論的支柱となつた。しかし美濃部のデモクラシー論は、一九一七年（大正六年）末『法学協会雑誌』に「帝国政体ノ基礎原則」⁽⁵⁾を書き、そのなかで、立憲主義の本質は「民政主義」なりとしてはじめてあらわれたのである。

さらに美濃部は翌年の一九一八年（大正七年）六月、雑誌『太陽』に「近代政治の民主的傾向」と題する彼としては注目すべき本格的なデモクラシー論をとりあげ、政治上のデモクラシー＝民政主義を説いている。

まず彼は、「一概に民主主義論と云へば、我が國体に反する危険思想の如くに感じ、官憲の力を以て強いて之を抑圧せんとするが如きは、無理解の甚しきもので、其こそ我が國体の為に頗る危険なる処置と云はねばならぬ。かくの如き誤解を正すが為には、まず民主主義とは何を云ふかを明らかにする必要がある」として、つきの論理を展開する。

美濃部によれば「民主主義」という言葉には、その「法律的又は形式的の意義」と「政治的又は実質的の意義」とがあり、これを区別する必要があると説き、吉野作造の理論とほぼ同じ論理で、法律的の意義における民主主義は、普通に主権在民主主義の名で知られているものであるという。そして、政治上の意義における民主主義についてつきのようにのべる。

「今日普通に謂ふ所の民主主義は、此意義（法律上の意義）に於てするものではなく、政治上の意義に用ふるものである。政治上の意義に於ての民主主義は、其法律上の意義に於けるものとは著しく異つたもので所謂主権在民主主義の思想とは何等の直接の関係なく、随つて君主主義と相両立することを妨ぐるものではない。此意義に於ての民主主義は敢て法律上に国民が最高統治権者たることを要求するものではない。其主義の存する所は一言を以て説明することは難いが、要するに消極的には国民の意思に反して其自由活動を外部より圧迫することを成るべく少くし、積極的には国民をして成るべく広く国の政治に参与せしめ、成るべく国民の意思に従つて政治を行ふことを要求するものであ

る。此意義に於ての民主主義は、明白に之を法律上の意義に於ての民主主義、即ち所謂主権在民主義と區別することをする、混同を避くる為には或は之を民政主義と称するのが適當であるかも知れぬ。唯近來屢用ひらるる民本主義といふ語は、元と『民は國の本なり』といふ語から出たもので、人民を本とし人民の幸福を目的とする政治という意味に解せられ易く、デモクラシーに相当する語としては甚だ適當ではない。⁽⁶⁾

そして、この民政主義は、わが國の國体とはもちろんのこと、軍國主義とも國家主義とも対立するものではないと説く。さらに、政治上の民主主義すなわち民政主義は、明治維新以来の國是であつて、五カ条の御誓文に「廣く會議を興し万機公論に決すべし」とあるのは、もつとも直截簡明に民政主義の精神を表現したものであると、織田萬の唱えた民政主義と同じことをいうのである。美濃部の民政主義は吉野の民本主義と殆んど同意義であるのに、美濃部が「民本主義」という用語を意識的に排しているのは、上杉慎吉が民本主義なる言葉を常用していいたからではないかと考えられる。

- (1) 住谷悦治編『酒井雄三郎・デモクラシー論』近代日本文化叢書に都筑馨六の『民政論』が収録されている。
- (2) 織田萬「國体と民政」「太陽」大正二年八月号。星島二郎編『最近憲法論』一八九〇—一九〇〇ページ所收。
- (3) (4) 山路愛山『愛山文集』一二〇四—一二〇八ページ。一四一二ページ。
- (5) 美濃部達吉「帝国政体ノ基礎原則」『法学協会雑誌』大正六年十・一一・十二月号。
- (6) 美濃部は、立憲主義の本質は「民政主義」なりとつぎのように述べる。

「民政主義トハ民意ニ從テ國家統治權ヲ行フヲ謂フ、或ハ國民ガ國家最高ノ機關トシテ最高統治ノ權限ヲ行フ者アリ、之ヲ民主政体ト為ス。……民政主義ハ社會ノ發達ト國民ノ自覺ニ伴フ必要ニシテ、其傾向ハ将来ニ於テ益々増進スベシ、假令一面ニ於チニ伴フ弊害少カラズトスルモ、尚如何ナル勢力ヲ以テモ之ヲ抑制シ得ベカラザルコト是ナリ。殊ニ歐洲ノ大戰亂ハ此ノ趨勢ヲ促進スルコト頗ル著シキモノアリ、徒ニ此ノ大勢ニ逆行シテ、強テ民意ヲ抑圧シ压制主義ニ復セントスルハ却テ國家ヲ危クスルノ虞アルモノナリ。」
- (6) 美濃部達吉「近代政治の民主的傾向」「太陽」大正七年六月号。

六、その他の「デモクラシー」の訳語

「デモクラシー」の訳語として、その他数種の言葉が使われているが、まず「主民主義」なる語は、吉野作造が東京帝国大学を卒業した一九〇四年（明治三十七年）の翌年一月の雑誌『新人』に、「本邦立憲政治の現状」とともに掲載された「日本の現状批判」という論文において使用した。このなかで、維新以後の「世運の進展と共に主民主義の勢力また漸くにして我国の人心を風靡し、やがて国会開設の請願となり、其運動頗る激烈を極めたりき」とのべ、「藩閥がこの運動を喜ばざるや情に於て当然」⁽¹⁾だったが、「主民主義は既に世界の大勢なり。大勢には抗すべからずして遂に二十二年帝国憲法の発布を見るに至れるなり」という理解をしていた。デモクラシー＝主民主義を世界の大勢とみて、大勢のおもむくところに日本の政治を近づけねばならないと考え、また明治憲法をよりどころとしてデモクラシーを主張するといふこれらの理解は、後年の吉野の民本主義論にとって重要な意味をもつであろう。

デモクラシーを「合衆主義」と訳すものがある。それは一九一二年（明治四十五年）七月七日の『万朝報』の言論欄に「不安と苟安」と題する無署名の論説のなかに出てくる。この時期の『万朝報』は茅原華山がしきりに民本主義を唱えていたのであるが、同じ『万朝報』の論説に、合衆主義にデモクラシーのルビをつけてつぎのように用いている。

「ストライキの頻々たる欧米の識者は、其のストライキが合衆的自覺に因すとす見地より、今日の合衆主義は巨人の孩児に似たり、其の非凡の力あるを自覺しつつあれど、未だ四肢の筋力の調節を知らずと云へり」⁽²⁾

これなどは、万朝報の記者の誰が造語したかはわからないが、デモクラシーを合衆主義と訳した珍らしい例である。つぎに「民重主義」という言葉があらわれる。この言葉は、吉野の『中央公論』の憲政論文を批判して、小倉徂峰が雑誌『洪水以後』第一号・第三号（大正五年一月十一日・一月二十一日）の「吉野博士の憲政論を読む（上）（下）」に使用したの

である。小倉は、「我國に於ては、歐州の所謂デモクラシーはない」と断言する」との前提のもとに、デモクラシー思想の中では、わが国情と相容れないものは、「主権人民に在り」という観念である。この観念はわが国のような君主国においては間違いであるが、歐州各国においては謬った観念ではないといい、わが国においても歐州各国においても誤れる観念は吉野のいう「主権の活動の根本目的は人民に在り」ということであると、吉野を批判し、「民重主義」についてつぎのように述べる。

「私は如上の見地から、我國に於ては、デモクラシーの思想の主要成分たる民主々義思想はない、然してデモクラシ一の思想の一部分たる吉野博士の所謂民本主義もまた在る可らず、（之は我國に於てのみに非ず。）於是乎、私は我が國に於て在るべきものは『民重主義』であると主張したい。民重主義とは読んで字の如く『民を重んずる主義』である。其の民を重んずるのは、主権の活動の根本目的が民に在ると云ふ意味からではない。私の所謂国民を重んずるは國民をして統治の補助機關たる役目を確實にまた健全に履行せしめ、統治権力者を充分に補助し其の意志発展を完全なるものたらしむると云ふ意味からである。」⁽³⁾

小倉は、歐州のデモクラシー思想といふものは、わが国ではないのであり、したがつて民主主義も、民本主義も誤謬であるとして、「民重主義」が真理であると提唱する。「民重主義」はデモクラシーの訳語ではなく、君主國体のわが國独特の言葉であるというが、やはり、わが国におけるデモクラシーを「民重主義」と称したものであるといわねばならない。

木村久一は、デモクラシーの訳語として「民治主義」という言葉をあてた。これは吉野論文の「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」の批判として、一九一六年（大正五年）一月の心理学会における講演および「民本政治の心理」（『新理想主義』大正五年一月二五日号）のなかでのべたことを「民治主義」という言葉であらわしたのである。一九

一七年（大正六年）五月『新公論』に「デモクラシーの心理」という論文を発表して、デモクラシーを心理学的に観察しそのなかで「民治主義」をつぎのように説く。

「デモクラシーの意味は『人民の、人民のために、人民に依りて行はるる政治』とリンカーンが言つたのに尽きて居るとする者多く、又最美事な定義とされて居る。而して政治学者は人民のためと云ふ事がデモクラシーの一一番大切な要素であつて、人民の行ふという事は第二義的なものに過ぎぬとする。

けれども吾々心理学者から見ると、之れと反対にデモクラシーの一一番大切な綱領は人民の為めといふことではなくして、人民の行ふといふ事である。實に政治が人民の行ふ政治でなければならぬ理由は、然らざれば人民の能力や技術が發達することが出来ぬからである。人民が政治を行はねば、人間の野心と名譽心とは足りなくなる。従つて凡百の社会道德も發達しない。公徳心、公共心なき国家は大を為すことは出来ぬ。故に完全なる仁政で、而もそれが永久に保障せられて居ても、矢張り之れは悪政である、世話を焼政治である。故に東洋の仁政主義は亡國主義である。⁽⁴⁾吾人は斯の如き政治を排斥しなければならぬ。デモクラシーの真義は實に民治主義である。

この木村の主張にたいしては、「民治主義」という訛語は別として、吉野は全面的に木村の批判を受け入れ「全然氏の説に降服し、且つ深く氏の示教を感謝する。⁽⁵⁾」と記しているのである。

一九一七年（大正六年）頃よりデモクラシーも政治上のデモクラシーだけでなく、廣義のデモクラシーすなわち社会生活全般にわたるデモクラシー論が展開されはじめたが、そのなかでデモクラシーは「の精神なりとする主張があらわれる。姉崎正治は一九一八年（大正七年）一月の『中央公論』で「人本主義の実行」と題して、人格尊重のいわゆる廣義のデモクラシー思想、すなわち精神的デモクラシーを唱えて、デモクラシーを『人本主義』としてつぎのように述べる。

「人生は鍛錬が家庭、國家、其他社会團結の意義だと容すからは、此等團結の統制作用には、常に教育教化の意義を

有すべきである。此の意味から見れば、国家も亦人道の一表現であつて、政治は人本主義の実行たるべきである。民本主義といふのも亦人本主義の一面ではあるが、全体ではない。何となれば、民。。。民主主義は、人民の主張要求に基く政治といふ意味であるから、人民の主張要求のみを標準にして、結局は多数政治といふ機械的觀念に終らざるを得ない。人本主義は、個人の人格を尊重するから、人民の要求無視するには勿論反対するが、又一方に社会的結合の教化的作用を重んずる。⁽⁶⁾

そして、人本主義の理想は、人間の本能を醇化して、人類的結合の生活に進むことであり、人本主義の主張は、政治、教育、内治、外交、経済、軍備すべて人生のための事業であることを悟つて眞面目に人道を行なうことである。その内容は人格の尊嚴を基本として、人生の發揮の道として、家族、国家、人類の結合を円満に鞏固にすることであると説くのである。このようにデモクラシーを広義の意味に解して、デモクラシーに「人本主義」という言葉をあてたと考えられる。

デモクラシーの訳語として、「民生主義」という新造語を捻出したのは、北嶺吉である。北は一九一八年（大正七年）四月雑誌『中外』に「国家民生主義を提唱す」という論文を発表し、そのなかで民生主義についてつぎのように説く。

「吾人は先に、健全なる国家生活は自律的能力ある人格者を内容とすると主張したが、今や自律的人格は如何にして作成せらるゝかを論究すべき時機に達した。謂ふ迄もなく自律的人格者は其の一切の自由を保証せらるる基礎条件として政治的自由と經濟的自由とが与へられなければならぬ。斯くて国家主義を背景とする民生主義を生ぜざるを得ない。……吾人の所謂民生主義は國本主義を背景とする政治的民本主義と經濟的民本主義とを総括せるものに外ならぬ。」⁽⁷⁾ そして、民生主義の内容としては、先ず「個人は国家意志の構成に就いて積極的發言権を有」せざるべからず、かつ「大胆なる社会政策の実行に依つて一般国民の生活を保証さること」が必要であるとのべる。

北は、吉野の民本主義批判を通じて、民生主義を提唱したのであって、デモクラシーの訳語として「民生主義」なる言葉を造語したことは疑いのないところである。

- (1) 吉野作造「日本の現状批判」『新人』明治三八年一月号。
- (2) 『万朝報』明治四五年七月七日号。
- (3) 小倉徂峰「吉野博士の憲政論を読む」『洪水以後』大正五年一月十一日号。
- (4) 木村久一「デモクラシーの心理」『新公論』大正六年五月号。なお『大学評論』大正六年五月号にも木村は、「デモクラシーの社會心理的基礎」を発表したが、この号が発禁になっているが論旨は同じものと思われる。
- (5) 吉野作造「予の憲政論の批評を読む」『中央公論』大正五年四月号。
- (6) 柿崎正治「人本主義の実行」『中央公論』大正七年一月号。
- (7) 北玲吉「國家民生主義を提倡す」『中外』大正七年四月号。

七、むすび

以上、大正期においてデモクラシーなる西洋語が、わが国においてどのように訳されていったかを考察したのであるが、まだこのほかにもいくつかの訳語が挙げられるかも知れない。ここでは、デモクラシーが民主主義と訳された以外の民本主義・平民主義・衆民主義・民衆主義・民政主義・主民主義・合衆主義・民重主義・民治主義・人本主義・民生主義などについてみたのであるが、諸学者・評論家によって理解され、把握されているデモクラシーの意味内容は、その訳語が違っているように、それぞれ相違していることがわかる。しかし注意しなければならないことは、これらのデモクラシーの訳語は、明治憲法下の君主国体のもとにおけるものであって、当然に制限を受けざるをえないという、歴史的・客観的な事実である。このような君主国体あるいは天皇主権という制限下において、デモクラシーの訳語を造出

することには、いろいろな困難があつたのである。

わが国の大正期のデモクラシーの訳語をみると、デモクラシーの観念の「人民の、人民による、人民のための政治」のうち「人民の」が除外され、「人民による、人民のための政治」を中心として訳語が考えられていて、「主権人民に在り」という観念は、君王國体としてのわが国情と相容れぬものがあるとして、主権の所在の問題を運用の問題から切りはなし、主権の所在にかんしては天皇主権論を学問的検討を超えた既定問題として前提し、国家主権の運用面のみをとりあげているのである。すなわち、法律面と政治論との混同をさけ峻別して、デモクラシーを考察しているのである。

大正期のデモクラシーの訳語を分類すると、大体つぎのように大別できるといえる。

(一) 訳語ではなく、デモクラシーと全く無関係であり、わが国固有の帝国治国の根本精神である善政主義とするもの。これには茅原華山・井上哲次郎の民本主義、小倉徂峰の民重主義などが入る。これらの主張は、デモクラシーの訳語は民主主義であつて、民本主義とか民重主義はわが国固有のものであるとするが、わが国のデモクラシーをこれららの言葉によってあらわしたものであるといえよう。

(二) 訳語として、帝国治国の根本精神である善政主義であるが、デモクラシーの観念のなかにあるとするもの。上杉慎吉・吉野作造の民本主義などである。この主張にはデモクラシーには、民主主義と民本主義との二つの意味があり、わが国では天皇主権であるから、デモクラシーの訳語として民本主義を使うという。

(三) 訳語として、政治上、政体上のデモクラシーをいうもの。これには、小野塙喜平次の衆民主義、吉野作造の民主主義、民衆主義、民本主義、林毅隆の民衆主義、織田萬・美濃部達吉の民政主義、木村久一の民治主義などが入る。この主張は、前の(一)との関連があるが、法律上、國体上のデモクラシーは不間に付して、參政権拡張・政党政

治・言論・集会などの自由の保障、責任内閣制などの主張など論者によって内容は異なるが大正期においては、もつとも多くの人々がデモクラシーの訳語の内容としたものである。

四 訳語として、社会生活の各方面にわたって存在するデモクラシーをいうもの。これには徳富蘇峰・平民社の平民主義・姉崎正治の人本主義、北玲吉の民生主義などがあげられる。この内容には、政治上、経済上、社会上、教育上その他にわたってデモクラシーを主張するものと、デモクラシーの自由・平等・博愛・人格尊重などの精神をも含めるものがある。

五 訳語として、単にデモクラシーという代りに使うもの。『万朝報』記者の合衆主義などがある。この稿では取りあげなかつたが、明治期より大正期にかけても、デモクラシーを民主主義と直訳していた論者も多くいたわけで、とくに大正期においては、室伏高信、植原悦二郎、浮田和民、山川均などがあげられるが、これらの人々もデモクラシーの代りに民主主義という言葉を使っていたのである。

大正期のデモクラシーの訳語を使用した人々の考え方を分類すると以上の五つおりになるが、殆んどの訳者が、デモクラシーを考える場合、リンカーンの演説、英國の君主國体とデモクラシーの關係、仁德天皇の「君以百姓為本」の言葉、明治元年の五カ条の御誓文「広く會議を興し万機公論に決すべし」などを引用して訳語の意味を説明していることは、外来思想のデモクラシーをいかにして我が国に適応させようかと考えていたことをあらわすものとして、興味深いところである。また訳語として、「民」=一般の人（民衆）・官位などの身分のない人（庶民）・国家の統治に服属する人（臣民）・人民。「衆」=多くの人（衆人）・なかま。という日本語が必ず使用されていることも言語学上注意深いところであろう。

ともかく、大正期においては、数多くのデモクラシーの訳語が大正デモクラシー運動とともに造出されたが、一九一

六年（大正五年）頃から次第に、吉野作造の唱えた「民本主義」が支配的な地位を占め、大正デモクラシー運動が最高潮に達する、一九二〇年（大正九年）頃まで、わが国を風びしたのである。しかし、大正デモクラシー運動の分裂（とくに普選獲得運動）以後は、「民本主義」なる言葉が「デモクラシー」「民主主義」なる言葉、さらに「社会主義」なる言葉に、次第にとてかわられるようになるのである。

（本稿は昭和四十二年度文部省科学研究費補助金〈各個研究〉による成果の一部である）